

令和5年度第2回大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会議事概要

日時：令和5年11月1日（水）13時30分～15時30分

場所：ドーンセンター（大阪府男女共同参画・青少年センター）中会議室2

委員5名中5名が出席。

（大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会運営要綱第3第2項により会議が有効に成立）

<会議の公開>

女性支援専門分科会管理要綱第5条に基づき、公開とする。

議題1. 大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（素案の概要）

○事務局

資料1について説明。

議題2. 大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（素案）について

○事務局

資料2について説明。

<質疑・意見>

○委員

民間団体というのは、母子生活支援施設、救護、障がいなども民間団体として認識したらいいのか、関係機関になるのか、読ませてもらって分かりにくい。

○事務局

民間団体とのくくりだが、一方で関係機関でもあるという、この区分が素案で分かりにくいということだと思うので、整理をしたい。

○委員

めざす女性支援の概要の母子サービスとは何か。何を示しているのか。母子生活支援施設も救護施設も、地域の支援事業も取り組んでいるので、それなのかと思った。

○事務局

市町村の保健センター、子育て支援の中で展開されているサービス、保育所等も含め、市町村の地域に展開しているサービスを指して母子サービスと記載している。用語として、母子サービスという用語が適切かということ、分かりやすくなるよう検討したい。

○委員

めざす女性支援の概要の下のところ、社会福祉協議会や、消防、消防は危機的な時に介入しており地域のDV協議会にも入っているので消防、NPOなども民間団体として書き出しておいてはどうか、また法の趣旨の多様化ということで、国際交流センター、これは民間団体に含めてもいいが、こういったところも書き出してはどうか。

○事務局

多様な方を支えていく趣旨の法であるので、多様な連携先と連携を図ることは認識しているが、分かりやすい記載という点で検討していきたい。

○委員

表に出ているところと出ていないところは、大きな差があるので、書けるところは書いていただきたい。

○委員

基本目標（３）（４）１６市の根拠は。

○事務局

（３）について、新法では町村にも女性相談支援員が配置できるようになったが、まずは府内の３３市全市の配置を目標とし、その半数に開いてもらうという想定。

（４）については、現状８市が連携しているということで、それを倍増するという意味も込めて１６を置いた。町村についても、推進しないというわけではなく、数値目標に限らず町村についても配置してくれるところは推奨していく。

○委員

支援調整会議について、関係している団体が一堂に集まってネットワークを作るのが重要かと思う。具体的なケース検討ではなく、定期的に取り組み内容をお互いに知るのが重要かと思う。

また、過去のうまくいかなかったケースの検討をして、どうすればうまくいったかということ进行调整する場が必要かと思う。そういったことを府の支援調整会議としてやっていただけたらと思う。

もう一つ、大阪の場合は、大阪市という大きな市がある。府と大阪市との連携も大事かと思う。大阪市内で聞くと、市の事業を優先されて、府の事業を使えないということがあると聞く。本来は府の事業も使えるものだと思うが、市の事業を優先していることもあるなど、そういったことも支援調整会議で調整できるのが望ましいと思う。

支援調整会議で、府以外にも市町村の方にも、特に大きな自治体については参加の検討をいただきたい。

○事務局

まずは府のほうで、住居の部局、就労の部局など横の部局とつながるということで、府の部局との連携の視点で記載している。一方、支援をどうしていくかについては、府のつながりでもって、市町村の各セクションに働きかけて、市の支援調整会議がうまくいくように働きかけていきたい。

府内の各自治体の方々には、国の情報や取組内容を横展開するような会議、こんな取り組みをしているなどの情報提供、法施行後も実施していけたらと考えているところ。

どんな形でそういうつながりができるかは検討していきたい。

○委員

国のモデル事業には応募しているのか。

○事務局

予算議論では要望している。民間団体との連携はおそらくここには入らないが、いただいたご意見をふまえ、可能な取組を検討していく。このモデル事業は令和３年度から創設されているが、国の担当者に聞くと、実績はゼロで、３層構造の要保護児童対策地域協議会モデルが現場の実態になじまないという声もあり、地域の実情に応じてどうやってネットワークを作っていくかが大事。いただいたご意見をふまえ、府のネットワークをどう構築していくかこれから検討していく。

○委員

一時保護後、市の予算がないから措置できないということなども、支援調整会議の場で話し合いができるのかと思っている。母子生活支援施設は、母子が自立するまで継続的な生活を支援できる場でもあるので、支援調整会議の中で、施設など、いろんな支援者をメンバーに入れてもらえるようにしていただきたい。

○事務局

まずは軸になる市町村の担当者や女性相談支援員に、ケースの検討方法や、会議の設定方法を、研

修などでスキルアップを図るところでサポートしていくなど、支援調整会議を市町村にどう展開していくか検討していきたい。

○委員

市町村が行う支援調整会議と、府の支援調整会議と、両方あるみたいなので、記載が分かりにくくなっているかもしれない。

○事務局

分かりやすく記載する。

○委員

一時保護をした者の支援調整会議は、府が実施するのか。

○事務局

呼びかけは府だが、支援の調整は市町村と行うことになる。現に一時保護を実施している方については、府が働きかけてその方の支援調整会議を展開していくことが、府ができることとして記載している。まずはやってみることを通じて、支援調整会議の意味づけや支援の展開を知っていただきながら、市町村が主体的に支援調整会議を開催できることをめざしているが、まずは府でできることとしてこのような記載をしている。

○委員

ということは、一時保護前の人ではなく、一時保護した人の会議ということか。

○事務局

そのとおり。

○委員

一時保護後、地域に帰るときに、この一時保護を振り返るカンファレンスは意味があるかと思う。もっと他のメンバーにも入ってもらったほうがよかったのでは、という振り返りも大事。実働も増えるので大変だと思うが、そういう気持ちもある。

○事務局

実際のケースで課題になったことの整理は、府でも取り組める内容なので、個別に振り返るのは難しいところもあるが、府で取り組める内容や、ネットワークの構築方法は、検討していきたい。

○委員

一時保護している方の支援調整会議には、35 ページの会議メンバーにおいて、医療機関との連携もあればスムーズな支援になるかと思う。

概要の課題において、一時保護が減少傾向と記載しているが、一時保護が減少したらいいことなのではと思われることもあるので、一時保護が必要なのに一時保護ができていないという趣旨が現れるほうが良いと思う。

市町村で一時保護が必要だがつながらなかったという件数をデータとして出すのは難しいか。

○事務局

件数をデータで示すのは難しいが、市町村でそういった事例があったことは、16 ページのグラフで認識した。相談件数自体は減っていないにもかかわらず一時保護が減っているということで、必要な一時保護ができなかった事例があったという推察をして、ここは重要かと思い、課題にあげさせてもらった。

○委員

一時保護が必要なのにつながらなかった件について、つながらないのは4つのファクターがあり、本人ファクター、これはスマホとか外出とか。次に施設ファクター、これは設備や支援の問題。次に女性相談センターのファクター。そして市町村のファクター。この4つのファクターが混ざっている

というのが分かった。そのどこをどう改善したら一時保護の件数が増えるのかというのは、これからかと思う。

施設側の理由で、介護が必要な場合の施設や支援体制が整っていないという理由があるが、高齢の人が使いにくい一時保護施設になっているのか、例えば他県では、すべて和室で布団をひかないといけないので高齢者は入れないとかがあるそうだが、大阪府はどうか。

○事務局

和室も洋室もあり、エレベーターもあるので、杖をついていても利用は可能。介護が必要というところでは、一人にずっとつく介護は難しい。そのため高齢者施設や障がい者施設などでの対応をお願いしている。

○委員

障がいまではいかないが、叫んでしまうと、集団生活になじまない方は、どうしているのか。

○事務局

DVの方なども保護しており、大きな声や怒鳴り声などに怖い思いをする人もいるので、皆さんが安心して安全に過ごせる環境への留意も意識している。そのため集団生活が他の方に与える影響が大きい方は、一概に対応が難しい方に対応しないということはないが、医療との連携の必要性なども考える。場合によっては、委員がおっしゃられるように、医療が優先する場合もある。一時保護だけではなく、その方の状況に合わせた対応をするという意味で支援をしている。

○委員

DV被害者や性暴力被害者のトラウマに関し、長期にわたって医療に関わらないといけない必要がある人も多い。避難すると、前居住地の病院には行けない中、精神分野は紹介状がいるなどとも聞く。医療分野との連携や、紹介状などの協力なども大切かと思う。

そのほか、性暴力被害の人などは、医療だけではなく、法的サポートで、裁判や損害賠償や刑事事件化などの対応もあり、そういった連携も必要なので、連携先として弁護士相談や警察も書いていただいているが、被害者が何度も説明しなくていいように、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携も大切。ワンストップ支援センターとの具体的な取組は考えているか。

○事務局

30 ページにワンストップ支援センターとの連携を記載しており、府の担当部局と記載を調整し、実態把握などは個々に行っている。計画ができれば、会議や日ごろの連携の中で対応できるかと考えている。

医療機関との連携に関し、32 ページにも記載しているとおり、一定の対応もしているが、今日いただいた紹介状などの問題について、こういった対応ができるのか確認していきたい。

○委員

委員のご意見内容は診療情報提供書かと思うが、一時保護中の方は、必要に応じて、退所時に診療情報提供書を作成し提供されている。一時保護所につながる以前は、弁護士相談や女性相談支援員がつながっていて、医療につなげるのは難しいところは、ワンストップ支援センターなどで、医療につなげていただけるのが理想的かなと思う。

○委員

先日の受診同行で、本人はなかなか自分のことをうまく話せない中で同行したが、診療では同席をお断りされて、難しいと感じた。

○委員

男女参画・府民協働課で、医療機関向け DV 対応マニュアルのようなものを作成していた。これもうまく使っていただけたら。医療体制は、病院の理解も大切で、支援調整会議などに何らかの形で医療関係者も入れていただくのも、幅広く理解していただくには必要かと思う。

○委員

一般の医療関係者の理解促進には、支援調整会議などで連携を図るのが一つ、医療機関につながる際に、医療者からの情報提供があれば、診療情報提供書などで伝えやすいので、女性相談支援センターの中で医療につなげるための医療相談があるといい。

○委員

一時保護委託について質問したいが、令和4年度 245 人の一保護があって、そのうち一時保護委託は 174 人、13 ページの女性自立支援センターで 79 人、他の施設で母子生活支援施設などに委託ということだが、一時保護委託の場合、医療や心理的なサポートがどうなっているのか。女性自立支援センターでは、自立支援とか様々なサポートがあるみたいだが、それ以外の委託先の場合、手厚い支援ができていますか。

○事務局

女性自立支援施設では嘱託医がいるのでそちらで対応しており、それ以外の施設に委託した方で、医療支援が必要な方は、委託先から一時保護所に来ていただいて対応している。心理職の支援は委託先に出張して行っている。

○委員

10 ページの女性相談センターの一時保護人数は令和4年度で本人 245 件、加えて次の 12 ページで一時保護委託件数は 174 件だが、この違いは。

○事務局

245 件が女性相談センターで一時保護を決定した件数で、うち 174 件を一時保護委託した。残りの 71 件は直営の一時保護所で一時保護した、ということ。

○委員

女性自立支援センター以外に、他の委託先はあまり数がないのか。

○事務局

委託契約をしているところは、他府県と比較してもそれなりにある。どちらかというと、危険地域を避けることや、外出の禁止を極力最小限にしたいということで、それなりの数の委託先があるが、女性支援専門の委託先ばかりではないという中で、委託する数としては女性自立支援センターや母子生活支援施設が多くなっている。資料の数値の出し方が悪く、読み取りづらかったのだろうと受け止め、数値や用語について、一般の人にもわかってもらいやすいような数値や用語の整理をして、示し方を練り直したい。

多様な一時保護のニーズに対応していくためにということで、対応できる委託先の確保のイメージも持っており、委託したからといって支援の質が下がるということではなく、その方に必要な支援ができるようにと考えている。

○委員

女性相談支援員が非常勤なのはよろしくない。また中堅研修というが、不安定雇用の中で、それほど長く務める人はいるのかなと思う。女性相談支援員の雇用の問題はどのように考えているか。

○事務局

非常勤の会計年度任用職員がたくさん配置されていることは把握しており、常勤で対応していくということも必要かと考えているため、府でも常勤化について国に要望を出している。不安定な雇用なので、単年度で終わってしまう方もおられることはあるのかと思う。ベテランの方がどこまでいるかは調査できていないが、法ができて、市でも女性相談支援員を配置しないといけないと意識をもっていたと思うので、女性相談支援員の確保も府でサポートしつつ、市でもどのような雇用がいいのか積み上げてもらいつつ、府でも引き続き考えたい。

○委員

精神的に厳しい仕事なので、メンタルケアも必要。募集してもたくさん応募されるのか。女性相談

支援員はたくさん配置していくのか。

○事務局

府としては、市町村に配置されるよう働きかけるという立場だが、委員ご指摘のとおり、募集してもなかなか応募がなくて困っているという声も聞いており、市町村に何が課題なのかも聞きながら、府でも何ができるかを考えているところ。

○委員

府にも配置しているのか。また、増やしていく予定はあるのか。

○事務局

府は配置義務があるので、女性相談センターなどに複数人配置している。今のところ増やす予定はなく、今回は各地域で相談を受けてもらえる体制の整備を中心に書いている。府の相談件数も今後新法施行にあわせて増えていくことも考えられるので、状況に応じて相談員の状況も検討していくべきかとは思っている。

○委員

資料３－２で婦人相談員の各県の配置状況があるが、府が設置している婦人相談員と市町村が設置している婦人相談員があって、人口あたりの人数が、どちらも大阪府は全国平均より状況が悪い。他の自治体に比べて、府で雇用されている婦人相談員は少ないということか。

○事務局

婦人相談員にどのような役割を担っていただくかが自治体によって様々であり、都道府県の数値も参考にお示ししているが、府は女性相談センターに配置しており、市町村に相談がつながらなかったケースも相談にに応じているので、単純に比較するのが良いのか、この表を示すことも迷ったところ。

市でも配置なしのところもあれば、複数配置のところもあって様々であり、単純に配置された人数を地域の人口で割った数字だけで多いか少ないかを議論するのも危険かなと思うものの、前回、何か指標がないかのご意見をいただいたので、お示ししたところ。ご指摘のとおり府も決して多いわけではなく、市も配置している市が増えていかない中で、同じくらいの人口規模のところでも、全市配置が進んでいるところもあるので、データを見て、進めていかないといけないなと受け止めている。

○委員

配置されている婦人相談員の雇用状況は。他県も同様か。

○事務局

府で配置しているのは会計年度任用職員で、いわゆる非常勤職員。県によってはもう少し常勤の方がいらっしゃる。府女性相談センターには常勤のケースワーカーを配置しており、市の婦人相談員からのケース相談などは常勤のケースワーカーが対応しているが、婦人相談員の職として配置しているわけではないので、統計上のカウントとしては入れていない。

○委員

15 人の婦人相談員以外に、府の常勤職員は何人くらいいるのか。

○事務局

女性相談センターには、一時保護所のケースワークを行う職員も入れて 12 人。女性相談センターで婦人相談員のサポートをしている人数はもう少し少ない。常勤のケースワーカーはこの表にはカウントされていない。

○委員

小さなところだが、26 ページ～27 ページの女性相談支援員の役割に、コーディネート先に教育委員会や学校も入れたほうがいいのではと思う。

○委員

31 ページで同伴児童の下から3行目、心理教育を実施とあるが、心理教育とは何か。心理的ケアのイメージしかなかったが。

○事務局

ケアに入る前に、自分に何が起ってどうとらえたらいいのかという意味で、なぜ自分はここにいるのかを説明する、そこから初めてここからどうするのか、暴力被害などを思い出したりするときにはリラクゼーションの方法や対処方法を伝える、ということをしている。分かりやすい用語を検討する。

○委員

児童福祉法の中で子どもの意見表明を大切にすることと言われていて、それもこの中でされていくのか。

○事務局

計画の中に文言としてどこまで入れていくかというのはあるが、当然ながら、同伴児童に関しては、個々の状況に応じたサポートをしていくということはあるので、そのなかで子どもの意見もしっかり聞いてという取り組みになろうかと思う。計画の中に盛り込むべきか、どう表現できるかは、ご意見を受け止めて検討していく。

<次回の開催日程>

第3回の専門分科会の開催日程について、大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会第4条第1項に基づいて会長に諮り、今回は令和6年1月15日（月）15時～17時に招集することを決定。